

## マイナンバー、届きましたか？

国見町では11月下旬より、マイナンバー（個人番号）の通知カードの配達が始まりました。まだ通知カードが届いていない方は、住民生活課戸籍係までご連絡ください。

**個人番号カードを希望される方は申請しましょう！**

### ステップ1

個人番号カードの申請は、通知カードと一緒に送付される申請書に記入し、顔写真を貼付して同封されている返信用封筒で郵送していただきます。

また、スマートフォン等によるWEB申請も可能です。詳しい申請方法については同封のパンフレットをご覧ください。

### ステップ2

平成28年1月以降、カード交付準備が整うと、順次交付通知書を郵送します。運転免許証などの本人確認書類、通知カード、交付通知書をあわせてお持ちになり、戸籍係窓口までお越しください。

（住民基本台帳カード（住基カード）は、個人番号カードと一緒に持つことができません。住基カードをお持ちの方はカードを回収しますので、一緒にお持ちください。）

### ステップ3

本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。手数料は初回無料です。（交付の際、顔認証システムを用いて本人確認をさせていただくことがありますので、ご了承の上、申請してください。）

※電子証明書並びに住基カードについて

個人番号カード及びカードに格納される電子証明書は、即日交付できません。また、住基カードに格納される電子証明書の発行は平成27年12月22日で終了です。確定申告時期に有効期限を迎える方はご注意ください。（住基カードは平成27年12月28日で発行終了です。）

◆問い合わせ 住民生活課戸籍係 ☎ 585-2115

## 町の奨学生募集

国見町では、経済的な理由で修学することが困難な方に無利子で奨学資金の貸付けをしています。

奨学資金には次の2種類があります。

### 【修学資金】

- 貸付額（月額）  
高校：1万円以内、高専：1万5千円以内、  
大学：2万円以内
- 貸付期間 平成28年4月から最短修学期間
- 返還方法 卒業後6ヵ月後から10年以内。

### 【入学支度資金】

- 貸付額  
高校：15万円以内、大学：25万円以内
- 貸付方法 平成28年4月に入学支度資金と

して一括貸付  
○返還方法 平成28年4月から修学期間内に返還。

○募集人員 どちらの資金も若干名

### 【申込方法】

- 学校教育課または県北中学校にある申込書類と平成27年度所得証明書を提出ください。
- 申込受付期間 平成28年1月4日（日）から12日（日）まで（国・祝日を除く）
- 申込先 学校教育課（県北中学校在学中の方は、中学校へ申込みください）

◆問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎ 585-2892

## 農業委員会の動き

11月20日に定例総会が開催され、次のとおり確認されました。

- ・農地賃貸借 1件
- ・農地使用貸借 2件
- ・農地転用 1件
- ・農地改良行為 1件
- ・農地合意解約 3件
- ・農用地利用集積計画の決定

12月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

- ◆日 時 12月18日（日）午後1時30分から
- ◆場 所 国見町役場 大会議室

◆問い合わせ 農業委員会事務局 ☎ 585-2890

## 平成28年1月1日から

# 介護予防・日常生活支援総合事業 （総合事業）が始まります

介護や生活支援を必要とする高齢者や、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増える中、生活を続けていくために必要な買い物や掃除のお手伝い、高齢者が生きがいを持って参加できる活動がこれまで以上に必要になることが見込まれます。

このため、従来のホームヘルプサービスやデイサービスだけでなく、住民の方による見守りやボ

ランティア活動などを含めた、多様な担い手により高齢者を支援するしくみを地域の中に作っていくが必要になっています。

こうした町民のみなさんの参加による、幅広い支えあいの地域づくりを推進するため、国見町では平成28年1月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施します。

### 総合事業の主な内容（平成27年度）

#### 要支援1・2の方を対象とした通所介護・訪問介護が「総合事業」に移行します

要支援1・2の方に対し、全国一律の基準で提供されてきた訪問介護と通所介護は、国見町の事業として実施し、今後は、多様なサービスが利用できるように整備していきます。

また、要介護認定を受けなくても基本チェックリストを実施することで迅速に訪問型サービスや通所型サービスが利用できるようになります。

<現行>

介護保険の予防給付として  
（要支援1・2）  
訪問介護・通所介護



<1月以降>

町が行う総合事業として  
（要支援1・2、総合事業対象者）  
訪問型サービス、通所型サービス

※訪問介護と通所介護以外の要支援者に対するサービスは変更ありません。

（現在要支援1・2の方）

現在要支援1・2の認定を受けている方で訪問介護、通所介護を利用している方は平成28年1月以降、更新の際に順次、総合事業に移行します。対象の方へは国見町地域包括支援センターから説明があります。

現在サービスを利用していない方で新たに訪問型・通所型サービスを利用したい場合もお気軽にご相談ください。

◆問い合わせ 国見町地域包括支援センター ☎ 585-2702

### 介護予防活動の充実

支援が必要な方も元気な方も地域の誰もが参加できる、身近な場所での「体操教室」や「サロン」など地域住民のみなさんの自主的な介護予防活動の立ち上げや運営について幅広く応援します。

また、体操教室などでボランティアとして活動していただく介護予防サポーターの養成講座を実施しています。

◆問い合わせ 保健福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125